

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第16号)

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が、平成22年6月7日付け尼保生第64320号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分」という。）については妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成22年5月24日付けで尼崎市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項の規定により行った『「お問い合わせ先 尼崎市動物愛護センター」と記載されている、尼崎市内開業動物病院に掲示依頼されている「わんちゃん・ねこちゃんを飼ってみませんか？」タイトルの、「収容動物の譲渡について」を含む、計3枚つづりの文書で、「譲渡の判定基準について」の「下記の誓約内容を遵守できること」の点線枠内に「譲渡を受けた動物について、後日所得者が現れた場合、該当者が返還を求めた場合は速やかに返還すること」の文言が含まれた文書。（5/24時点で、市内動物病院に継続掲示されているのを確認済み）（以下、「本件対象文書」という。）平成22年度「犬ねこ引き取り願い」平成21年度「収容犬確認台帳」のうち、平成22年度に、返還、譲渡、殺処分等、書き加え等のある文書。平成22年度「収容犬確認台帳」平成22年度分、警察署からの「犬ねこ引渡し書」及び「処分依頼書」平成18年1月20日告示第26号犬及びねこの引き取り並びに負傷動物等の収容に関する措置についての第1の4の台帳（ねこ他に係るもの）もしくは、それに代わる文書。平成22年5月11日、毎日新聞大阪本社社会部、阪神支局の取材に対して回答した内容についての、生活衛生課長に対する、尼崎市動物愛護センター所長並びに同課動物愛護担当係長からの報告文書。（以下、「本件対象文書」という。）の公文書開示請求に対し、実施機関が、条例第2条第2号に規定する「公文書」として保有している『譲渡事業を周知するために、尼崎市開業獣医師会正会員動物病院に掲示等依頼した3枚のチラシ（「わんちゃん・ねこちゃんを飼ってみませんか？」という表題のついたチラシと、「収容動物の譲渡について」という表題のついた2枚綴りのチラシ（送付後、誤字等が見つかり修正したもの）犬の引取り願（平成22年度分）ねこの引取り願い（平成22年度分）収容犬確認台帳（平成22年1月分から5月分）犬（ねこ）の処分について（依頼）（平成22年度分）犬・ねこ引渡し書（平成22年度分）平成18年1月26日告示第26号犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について第1の4の台帳（平成22年度分）』を開示請求の対象文書と特定したうえ、平成22年6月7日「本件対象文書、本件対象文書」の部分（文書不存在）を除いて開示すると部分開示決定を行ったことについて、文書不存在を理由に非開示とした部分を取消し、開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書において主張している異議申立ての理由を要約すると、次のと

おりである。

存在すべき文書を、不存在を理由に、非開示とするのは違法、不当である。

本件対象文書 について、「誤字等が見つかり廃棄したもの」とされているが、文言に不審な部分があり、動物病院の指示について、生活衛生課長あて、メールで通報したのは、異議申立人である。その後も掲示はそのままで、動物病院に確認したところ、「これを貼ってください」と持参して来たので、掲示しているとのことである。開示（非開示）前に、動物愛護センター担当係長より異議申立人に確認の電話が入った（6/7）ため、同日6/7にも、そのまま貼られている旨、話しをしたにもかかわらず、6/14現在も、そのまま貼られている。回収せずに、配布先に任せっぱなしにしているにも関わらず廃棄するのは、保管の義務に反しており、また、未だに回収しないのは、職務怠慢である。さらに、「後日所得者」「当該者」は、いずれも「後日遺失者」「遺失者」が正しく、誤字脱字の域ではない。いずれにせよ、保管期間内の文書である。

本件対象文書 について、「今日の犬の送致に立ち合わせてほしい」旨の毎日新聞記者の要望に対し、動物愛護センター担当係長は「今日は犬の送致をしない」と回答したにもかかわらず、実際には、同日、犬の送致をしていたことが判明した。動物愛護センター担当係長は、記者に虚偽回答をしたことが判明している。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の部分開示理由説明書の主張の要旨は、次のとおりである。

尼崎市情報公開条例第7条第1項において「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、請求者が開示を求める「平成22年5月11日 毎日新聞大阪本社社会部阪神支局の取材に対して回答した内容についての、生活衛生課長に対する、尼崎市動物愛護センター所長及び同課動物愛護担当係長からの報告文書」については、取材を受けた尼崎市動物愛護センター所長及び同課動物愛護担当係長が、取材内容から上司である生活衛生課長に対する報告は、書面ではなくとも口頭によるもので十分であると判断し、報告文書を作成しなかった。

よって、請求者が開示を求める文書については、報告書そのものが存在しないことから、不開示と判断したものである。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

審査委員会は、公文書開示請求に係る開示決定等の妥当性を審査することをその目的としていることから、審査委員会としては、本来、本件対象文書の存否の認定のみで足りると考えられる。しかしながら、異議申立人は、存在すべき文書を、不存在を理由に非開示とするのは違法、不当である旨主張しており、本件請求対象公文書の存否だけでなく、報告文書の作成の必要性についても言及していると認められるので、本審査委員会では、本件対象文書が作成されていないことに合理的

な理由があるかどうかについても検討を行った。

また、『「お問い合わせ先 尼崎市動物愛護センター」と記載されている、尼崎市内開業動物病院に掲示依頼されている「わんちゃん・ねこちゃんを飼ってみませんか？」タイトルの、「収容動物の譲渡について」を含む、計3枚つづりの文書で、「譲渡の判定基準について」の「下記の誓約内容を遵守できること」の点線枠内に「譲渡を受けた動物について、後日所得者が現れた場合、該当者が返還を求めた場合は速やかに返還すること」の文言が含まれた文書。(5/24時点で、市内動物病院に継続掲示されているのを確認済み)』の文書については、実施機関により後日開示の手続きがされているため、その処分の妥当性について判断は行わない。

なお、異議申立人から提出された意見書中、尼崎市動物愛護行政に対する意見・苦情とみられる部分については、担当部局において対処されるべきものであり、本審査委員会の判断は行っていない。

2 本件対象文書不作成の合理性について

- (1) 異議申立人の主張は、本件対象文書の存否にとどまらず、報告文書作成の必要性をも問うものであることから、本審査委員会では、本件対象文書が作成されていないことに合理的な理由があるかどうかについても検討を行った。
- (2) 実施機関によると、平成22年5月11日に毎日新聞の記者から取材を受けたが、取材内容の多くが、これまでに他の報道機関から質問を受けたことのある内容であり、生活衛生課長はその内容を十分把握しており、改めて取材内容の報告文書を作成する必要はなかったことから、書面ではなく、口頭で報告を行ったということである。
- (3) 文書事務に関しては、尼崎市文書規程が文書の作成・管理等の一般的な基準を定めている。同規程には、第37条において、「電話又は口頭による照会、回答、報告等で重要と認められるものは、その要領について起案し、この章の規定に準じて処理しなければならない。」と規定されているものの、あらゆる事項の報告等につき報告文書の作成を義務付ける規定はない。
- (4) 本件事案では、上司がその内容を十分理解していることが明らかであり、特段の意思決定の必要性もなかったことを考えると、改めて報告文書を作成する必要性はないと考えられる。
- (5) 前記のとおり、あらゆる案件につき報告文書の作成が義務付けられているわけではなく、各担当者の裁量に委ねられているものと認められる。本件事案においては、報告文書を作成しなかったことについての実施機関の説明にも不合理な点はなく、本件毎日新聞の記者の取材に際しての生活衛生課長への報告に当たり、本件対象文書を作成していないとしても不合理ということとはできず、審査委員会として文書が存在しないということを理由として不開示とした判断は妥当と判断した。

3 結論

上記の理由により、本審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以上

(参考)

審議の経過

年月日	審査経過
平成22年8月25日	・ 諮問書を受理
平成22年8月27日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成22年9月3日	・ 審議
平成22年9月27日	・ 異議申立人から意見書の提出
平成22年9月28日	・ 審議
平成22年11月18日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏名	現職	備考
米丸 恒治	神戸大学大学院法学研究科教授	部会長
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	